

◎新潟県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白根安田線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|-----------------|------|---------------|-----------|
| 五泉市論瀬字樋口5735番から | 新 | 10.0～11.0メートル | 227.1メートル |
| 同市論瀬字疋川5756番まで | 旧 | 7.1～10.0メートル | 227.1メートル |

備考 路線の重用

全区間県道新潟五泉間瀬線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 |
|-----------------|------|---------------|-----------|
| 五泉市論瀬字疋川5756番から | 新 | 10.0～11.0メートル | 227.1メートル |
| 同市論瀬字樋口5735番まで | 旧 | 7.1～10.0メートル | 227.1メートル |

備考 路線の重用

全区間県道白根安田線と重用